

附属書四（第五章関係） 第六十四条1(a)に規定する措置に関する留保

「この協定に基づく義務」とは、それについて適合しない措置が維持されている第五十九条、第六十条及び第六十三条の規定に基づく義務をいう。

第一編 日本国の留保

分野 又は 事項	この協定に基づく義務
<p>一 農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書五第一編の日本国の留保の五の項で規定するものを除く。）</p> <p>二 航空運輸業</p>	<p>内国民待遇（第五十九条）</p> <p>内国民待遇（第五十九条）</p> <p>最恵国待遇（第六十条）</p>

-
- 三 銀行業
 - 四 医薬品製造業
 - 五 貨物利用運送事業
 - 六 熱供給業
 - 七 情報通信業
 - 八 皮革及び皮革製品製造業
 - 九 船舶の国籍に関する事項
 - 十 鉱業

-
- 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条）
 - 内国民待遇（第五十九条）
 - 内国民待遇（第五十九条）
 - 内国民待遇（第五十九条）
 - 最恵国待遇（第六十条）
 - 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条）
 - 内国民待遇（第五十九条）
 - 内国民待遇（第五十九条）
 - 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条）
 - 内国民待遇（第五十九条）
 - 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条）
 - 内国民待遇（第五十九条）
-

十一	石油業	内国民待遇（第五十九条）
十二	鉄道業	内国民待遇（第五十九条）
十三	航空機登録原簿への航空機の登録	内国民待遇（第五十九条）
十四	道路旅客運送業	特定措置の履行要求の禁止（第六十三条）
十五	警備業	内国民待遇（第五十九条）
十六	上水道業	内国民待遇（第五十九条）
十七	水運業	内国民待遇（第五十九条）
		最恵国待遇（第六十条）

（インドネシアの留保は省略）